

教えて！ 総合型クラブの法人化



NPOって何だろう？

今号から新たに総合型クラブの法人化についての連載がスタートしました。「みなさんのクラブはNPOですか？」この質問にみなさんはどのようにお答えになるでしょうか？ パート1では、まず初めにNPOにまつわる基礎的な知識を東京ボランティア・市民活動センターの森玲子氏の解説をもとに確認してみましょう。

東京ボランティア・市民活動センター 相談担当専門員 森玲子

1 みなさんのクラブはNPOですか？

現在、NPOは市民にとって身近な存在になりつつあります。しかし、「NPO」と「NPO法人」が整理されて使われることは、まだ多くないようです。

NPOは一般的に“Non Profit Organization”の頭文字であり、「(民間)非営利組織」と和訳されます。具体的には「市民による自発的な、営利を目的としない、社会的使命(ミッション)をもった組織」のことを意味しています。例えば、海岸の清掃活動をする住民グループや、児童館で読み聞かせをするボランティアグループも、ほとんどの場合がNPOですし、広義には、福祉施設を運営する社会福祉法人や、学校法人などもNPOに含まれます。少しややこしいですが「NPO法人」も、NPOのひとつのカタチという位置づけです。

つまり、法人格の有無にかかわらずNPOは多種多様にあり、住民により非営利で運営される総合型クラブも「NPOである」ということになります。



2 「非営利」の意味とは？

次に、NPOを考える上で重要である「非営利」の意味についてです。よく、NPOは「お金を貰ってはいけない?」、「儲けてはダメ?」と聞かれますが、これは誤解です。非営利とは、利益の追求が活動の目的ではないということであり、利益を出すことがダメなのではありません。出た利益を、株式会社の配当のように構成員や関係者で分配せず、団体の目的のための活動に使うということなのです。

実際には収益がなく、メンバーが自腹を切って支えている場合もありますが、それでは組織が安定せず、活動の継続が困難になります。非営利組織であっても、お金を得る仕組みを作ることは大切です。

3 「公益」と「共益」の違い

さらに、NPOを考える上でもう一つ大切なポイントは事業目的についてです。NPOの事業目的には「公益」と「共益」があります。公益とは、社会や地域のための活動で「不特定かつ多数のものの利益」と説明されます（開かれていることが重要で実際の数の大小ではないという解釈もあります）。対して共益は、マンションの管理組合や学校の同窓会、会員限定サービスなど、団体の構成員や特定のグループ（〇〇学校の卒業生）に共通する利益を目的とした活動です。

法人化を考える上でも、自分たちの活動が公益なのか、また、共益活動はどの程度あるのかを把握することが必要です。

4 クラブの法人化は必要？

文部科学省の調査によると、総合型クラブの8割以上が「法人格のない組織」で運営されています。そのような組織を法律上は「権利能力なき社団」、一般的には「任意団体（法人ではないけれど一定の目的をもった人の集まり）」といいます。

NPOは任意団体として活動している団体も多く、ボランティアグループや町内会なども多くの場合は、法人格をもっていません。任意団体でも活動は自由にできますし、事業収益を得たり、税金を納めたりすることができます。また、民間団体が運営する助成金の多くが法人格の有無を問わずに（任意団体も）助成の対象としています。なお、任意団体の設立そのものには届出や登録は必要ありません。

法人格のない団体が法律に則って手続きをすることで「法人」となることができます。非営利の法人格はNPO法人のほか、一般社団法人や社会福祉法人などさまざまあり、それぞれに根拠となる法律に基づいて成立しています。

例えば、NPO法人（特定非営利活動法人）の根拠法はNPO法（特定非営利活動促進法）です。

みなさんは「うちも法人化が必要?」と思ったことはありますか？一般的には、任意団体で活動することに支障がなければ、必ずしも法人になる必要はありません。法人になると、任意団体ではできない団体としての契約や登記、財産の所有などができるようになる一方で、社会に対する責任も大きくなり、根拠法に則った運営をする必要が生じます。特に、小規模の団体や組織運営の経験が浅い団体にとっては、法人化後に発生する義務や実務が大きな負担になることもあります。

任意団体で活動する場合にも気をつけなくてはいけないことがあります。例えば、財産に関してですが、任意団体は、団体として財産を所有することができないため、銀行口座などを代表者個人の名義で開設しています。そのため、代表が交代したときに口座を引き継ぐことができないケースや、代表が急に亡くなってしまった場合に相続されてしまうなど、トラブルが生じる可能性があります。一方、活動中の事故や

ケガが発生したときの責任の所在についてはケースバイケースですので、一概に「代表者個人にかかる」とは限りません。

法人化を検討する際には、『なぜ法人化するのか』、『なぜその法人格を選ぶのか』を、団体内でじっくり話し合うことが重要です。さらに法人化後に発生する実務に関しても、事前に確認することをおすすめします。

5 NPO法人と一般社団法人

NPOが法人化を検討するときには、NPO法人と一般社団法人で迷うことが多いようです。一般社団法人は、新公益法人制度に伴い創設された新しい法人格ですが、NPO法人は1998年に創設され、現在全国に約50,000法人が存在しています(2014年9月時点)。

この2つの法人格に共通するのが「非営利」であり、逆に異なる点のひとつが事業目的です。NPO法人は法律で「公益の増進に寄与することを目的とする」と定められていますが、一般社団法人は、その目的が「公益」でも「共益」でも設立が可能です。

では、法人格はどのようにして選ぶのでしょうか？ 次回の連載では、NPO法人と一般社団法人の設立方法や特徴を比較しながら、法人格を選択する際のポイントについて整理していきます。

■参考文献：ネットワーク(東京ボランティア・市民活動センター発行情報誌)308号、309号

■東京ボランティア・市民活動センター ホームページ <http://www.tvac.or.jp/>

Part. 2

NPO法人と一般社団法人の違い ～それぞれの特徴と手続き方法とは～

総合型クラブの法人化について、2回目の連載では、NPO法人や一般社団法人などの法人格がそれぞれもつ特徴や実際の手続きの違いを取り上げます。パート1と同じく森玲子氏の解説をもとに、法人化を経験したクラブの実例を併せて確認してみましょう。

東京ボランティア・市民活動センター 相談担当専門員 森玲子

1 「事業と市民の参加」で比較してみる

NPO法人と一般社団法人の違いを、まず事業と市民参加の面から考えてみます。

〈NPO法人〉

NPO法人はNPO法にある福祉や環境など20分野の活動を通して「公益の増進に寄与する」ための組織であり、事業目的は公益¹です。そのため活動についても、収益目的の事業には制約²があり、運営においては市民の参加が前提です。

例えば「社員総会」で議決権を持つ会員³に新規の申し込みがあったとします。最高意思決定機関である総会で議決権を持つということは、運営に参加するということです。NPO法人の場合、この申し込みを正当な理由なく断ることができず、基本的には受け入れることになります。また、ボランティアや寄付を受け入れながら運営することも多く「市民の参加のもと、開かれた運営で社会に向けた活動をする」のがNPO法人といえます。

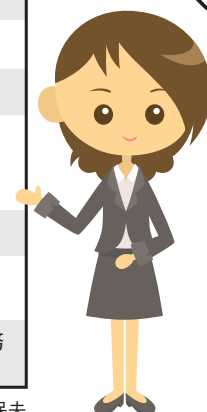
〈一般社団法人〉

一般社団法人は事業目的が公益と共益¹のどちらでも設立が可能で、活動分野や内容には制限がありません。また、市民参加を前提としておらず、議決権をもつ人に条件や制限をつけることができ、例えば「仲間と運営する」「地元住民だけで活動する」ことも可能です。そのため、共益活動を主目的とする同窓会や、同業者で運営したい専門職団体などではこちらを選択することがあります。

■一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部（岐阜県可児郡御嵩町）

法人格取得日	平成25年9月26日
法人格を取得した経緯	クラブ設立準備段階から自主自立を目指し、将来的に指定管理業務などを受託するため
一般社団法人を選んだ理由	NPO法人より比較的自由に縛りが少ないため
申請書類作成に要した時間	約20時間
法人化までの苦労	協議の過程で役員候補間の意識の違いが浮き彫りになったこと
設立経費	計11万3,050円
法人化による成果	○2施設の指定管理を受託（平成27年度さらに1施設の受託が内定） ○スポーツ少年団が倶楽部に加盟したことによる会員増大 ○行政・企業との話し合い時に信用・信頼を得ることができた
法人化後の苦労	事務局体制の確立や事務量の多さ
法人化で大切なこと	○地元の自治体や他団体（組織）に事前に理解を求めること ○役員、スタッフによるクラブ理念の再確認
法人化へのアドバイス	指定管理業務受託を目指して法人化する場合は、受託には法人事務局と専従員が必要であり申請時に確立されているといいと思います。

「自由に縛りが少ない」という理由のように、活動や運営メンバーを自由に決められることがポイントです。



みたけスポーツ・文化倶楽部 理事長 松浪保夫

さらに一般社団法人には、最も一般的な非営利型以外のタイプのほかに、非営利型として非営利徹底型と共益型の2つがあります。非営利型になるには要件がありますが、税制上の取り扱いが非営利型以外の一般社団法人に比べて若干優遇されます。ちなみに、総合型クラブの目的は公益のため、事業目的としてはどちらの法人格を選んでもよいことになります。

	NPO法人 (特定非営利活動法人)	一般社団法人		
		非営利型		非営型以外
		非営利徹底型	共益型	
根拠法	NPO法 (特定非営利活動促進法)	一般社団法人及び 一般財団法人に関する法律		
目的	ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与すること	特に制約なし		
事業	○特定非営利活動を主たる目的とする (20分野、公益) ○上記に支障がない限り「その他の事業」ができる	特に制約なし		
社員 (総会で議決権をもつ人)	○10人以上(設立後も常に) ○資格の得喪に不当な条件を付けない	2人以上 ※設立後1名になっても解散しない		

2 手続きの違いで比較してみる

NPO法人と一般社団法人では、設立の流れや費用が大きく異なります。

〈NPO法人〉

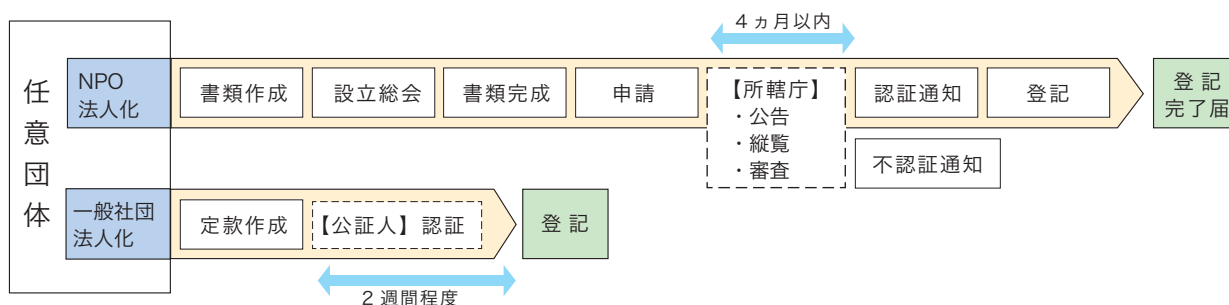
NPO法人は「認証」という方法で設立し、登記の費用は掛かりません。具体的には、定款を含む11種類の申請書類を所轄庁に提出後、4か月以内に認証か不認証の通知があり、認証されれば登記をして法人が成立します⁴。設立総会の開催も必要のため、仲間とともに立ち上げを進めることになります。あくまで「市民が行う自由な社会貢献活動」をする法人格なので、定款などを見て所轄庁が「この活動はいい・悪い」というように活動の価値判断をするわけではありません。しかし、申請内容が法令に反していないことが必要です。

〈一般社団法人〉

一般社団法人は「準則」という方法で設立します。具体的には、団体のルールブックである定款の作成、公証人の認証、登記といった3つの段階を経て成立します。掛かる諸費用は、認証や登記の約12万円のほか、印鑑作成代などです。所要期間は2週間程が多いようです。

■ 手続き方法の違いと設立までの流れ

	NPO法人	一般社団法人
所轄庁	都道府県・政令市	なし
設立方法	認証	準則
設立期間	2～4か月	約2週間
設立費用	0円	約12万円～15万円
情報公開	あり	とくになし
行政の監督	ゆるやかにあり	ほぼなし

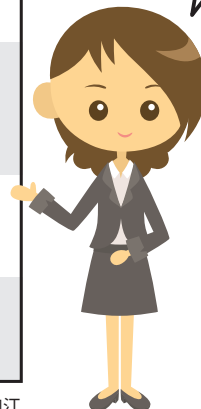


つまり、一般社団法人が費用は掛かるが短期間かつ簡便な手続きで設立できるのに対し、NPO法人は、費用は掛からないが設立までに時間と労力を要するといえます。そのため、法人化までの期間で一般社団法人を選ぶ場合や市民参加や民主的な運営であることを明確にするためにNPO法人を選択することもあります。

■NPO法人スポーツ・サンクチュアリ・川口(埼玉県川口市)

法人格取得日	平成15年8月15日
法人格を取得した経緯	80人ほどで活動し、会費による運営が基盤であったため、会計上の理由から法人格を取得
NPO法人を選んだ理由	クラブ運営にあたり、 会員が主体となる組織に適した法人格である という理由で選択。また非営利活動法人という意味で、組織の活動目的と合致すると感じたため。
申請書類作成に要した時間	約1か月の間で、概ね30時間程度
法人化までの苦勞	現在のような穴埋め式の書式や設立のためのガイドラインがなかったこと。埼玉県の窓口で担当の方と一緒に定款を仕上げたり、認証を得た後、登記することを知らずに放置してしまったりした。
設立経費	計1万1,200円(印鑑作成代ほか)
法人化による成果	会費が団体の支援につながるという意識が会員の方に芽生えたこと
法人化後の苦勞	○川口市では、NPO法人は「市内広域で活動を行う」という理由で公共施設を借りるための登録がNPO法人名ではできないこと ○会費をとることは営利活動であるという認識が、今も多くありその理解を得ること
法人化で大切なこと	理念を実現できるクラブ運営を、自然体で行うことにより、会員の一人ひとりが自分自身の居心地のよい活動を見つけ、クラブ文化が培われていく。この過程が大切だと感じています。
法人化へのアドバイス	2年間の活動(当時は収支)予算書の作成は、活動を改めて考える機会となりましたが、見返すと少し無理のある計画でした。将来を見据えた現実的な計画が重要だと思います。

このクラブでは、「会員が主体となる組織にしたい」という思いから、約1年を掛けてNPO法人格を取得しました。



NPO法人スポーツ・サンクチュアリ・川口 クラブマネージャー 相澤和江

3 設立後で比較してみる

設立後は法令や定款に則った適切な運営が求められます。NPO法人は、毎年、資産の登記や所轄庁への報告書類提出などのほか情報公開の義務があります。また、所轄庁のゆるやかな監督も受けます。一般社団法人には所轄庁がなく、情報公開の義務も関係者への閲覧程度で、ほぼありません。すなわちNPO法人は設立後に多くの事務が発生しますが、それにより公益性を担保し、かつ市民に開かれた運営を実現できます。なお、両法人とも税務⁵や労務と無関係ではなく適切な対応が必要です。

4 認定NPO法人と公益社団法人

最後は、NPO法人と一般社団法人の“その先”についてです。

NPO法人は、設立後2事業年度を終了して、受入寄付や組織運営などの条件を満たすと「認定NPO法人」の申請ができるようになります。認定NPO法人制度は、幅広い市民から支持・支援を受けているNPO法人を認定し、税制優遇を与えることで、その活動を支援するというものです。2001年にスタートした制度ですが、申請作業の大変さや要件の厳しさなどから、認定数はNPO法人全体の1%以下にとどまっていた。しかし、2012年にNPO法が改正され、認定制度にも大きな変更がありました。これにより「認定」が身近になり、目指す団体も増えています。

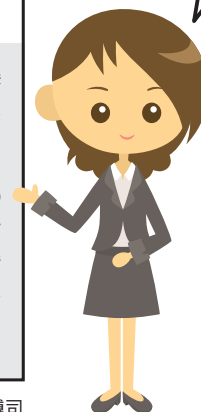
また、一般社団法人も公益認定を受けることで「公益社団法人」になることができ、さまざまな税制優遇が受けられるようになりますが、これには行政による監督や組織構成などへの制限も生じます。

法人格を検討するときは、“その先”を視野にいれた組織づくりをすることも方法のひとつです。

■仮認定NPO法人朝日丘スポーツクラブ

<p>仮認定NPO法人 申請の経緯</p>	<p>平成24年のNPO法改正により、寄付文化を醸成しようと認定NPO法人格取得のハードルが下がったので、早速理事会に取得の提案をしました。理事からは「急に寄付が集まるわけではない」「クラブの自立と発展が先決」「より地域の信頼性を確保することが必要」といった反対意見もありましたが、いつでも寄付を受け入れることができる基盤を作り、クラブ活動をより活性化させようとの思いでまずは仮認定を申請することになりました。</p>
<p>仮認定 NPO法人化による 成果</p>	<p>現在は、スポーツ以外の業務を受託する話も出ています。これは仮認定NPO法人化により、行政との信頼関係が増した結果だと考えます。今後は、地域から信頼を得ることを念頭に置きクラブ活動を充実させることこそが寄付をしてくださる方の増加につながると考えています。</p>
<p>仮認定から 認定NPO法人に なるために</p>	<p>「100人以上の方から寄付金3000円以上」という認定NPO法人の条件をどのようにクリアするかが問題でした。まず、愛知県の「賛助会員の会費は寄付金扱いできる」という指導のもと、賛助会員を増やすことを検討し26社の賛助会員を確保。そのほか、当時クラブでボランティアとして活動していた85名の指導者にクラブの更なる発展と認定NPO法人になることの意義について説明したところ、今までどおり指導者として活動しながら賛助会員となりクラブを支えていただく理解を得ることができ、条件をクリアすることができました。現在、賛助会員は105名(指導者)26社(会社関係)の計131件です。 平成27年12月には認定NPO法人申請をする予定です。</p>

認定NPO法人を目指す過程は、組織の基盤を整えたり、適切な運営ができていないか、点検する機会にもなります。



NPO法人朝日丘スポーツクラブ 三田博司

次回(最終回)は、いよいよ法人格を選ぶ際の具体的なポイントを考えていきます。

■参考文献：ネットワーク(東京ボランティア・市民活動センター発行情報誌)309、320号

- 1 詳細は連載パート1を参照(http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/kurabushien/npo_1.pdf)
- 2 NPO法人は目的のために行う事業を支えるために、財源確保のための事業(その他事業)を行うことができますが、本来事業に「支障がない限り」という制限があります。
- 3 ここでいう会員とは「社員」のことです。「社員」とは、NPO法における表現で、「総会で議決権を持つ人」のことです。「雇用されている人」「給料をもらっている人」ではなく、混乱しやすいので「正会員」などと呼んでいる団体もあります。
- 4 手続きの詳細は、団体事務所のある所轄庁(都道府県・政令市)にお問い合わせ、もしくは内閣府HP(<https://www.npo-homepage.go.jp/index.html>)を参照してください。
- 5 NPO法人は法人税法上の収益事業課税(収益事業がない場合は減免できる場合がある)など。一般社団法人は原則全所得課税だが、非営利型の場合に収益事業課税になるなど。詳細は税務署へお問い合わせください。

Part. 3

法人化の前に知っておきたい3つのこと ～押さえるべきポイントとは～

これまでの連載では、非営利組織について、また、NPO法人・一般社団法人の違いについてなどの基礎知識を確認しました。最終回となる今回は、実際に法人化を検討する際に気をつけるべきポイントを、よくあるケースとともにご紹介します。

東京ボランティア・市民活動センター 相談担当専門員 森玲子

1 法人化を考えるきっかけ

Case① クラブの利用者から「NPOになったら？」と言われた

Case② なんとなく「法人」になるといいことがありそう

Case③ 少人数でのクラブ運営が大変なため、法人化して基盤を拡大・安定させたい

①や②のように「周りから勧められた」「テレビでNPO法人の活動を見た」など、外部からの刺激をきっかけに法人化を考えることもあります。このとき大切なのは団体内でよく話し合うことです。法人化する利点だけでなく、事務的な作業などを含む変化も必要であることを共有し、自分たちにとって法人化がどのような意味を持つのか検討します。

NPO＝NPO法人と勘違いされている方も多いです。①の例も、まずその方に「私たちは、すでにNPO(民間非営利組織)です」と伝えた上で、NPOとNPO法人のどちらをイメージされているのか、なぜ「NPO」を勧めてくれたのか、じっくり聞いてみましょう。

③の場合、一般社団法人であれば2名から設立できますが、NPO法人は社員(総会で議決権をもち運営に関わる人)が10名以上必要です。

法人化により運営のルールはある程度整備されますが、「主体的に関わってくれる仲間を増やす」という目標は、法人化しただけでは達成できません。クラブの拡大、安定のためにどんな人に運営に参加してほしいのか、また、どういったボランティアが必要なのかなどを具体的に考えてみましょう。そうすることで法人化以外の解決方法が見つかる場合もあります。

2 クラブの運営面から考える

Case① もっと地域から信頼されるクラブになりたい

Case② もっと地域住民の参加を増やしたい

Case③ 臨機応変な活動やスピーディな意思決定をしたい

①や②は、法人化の大きな動機になり得るものです。必ずしも法人化が課題解決の特効薬となるわけではありませんが、検討する上での重要な要素は含まれています。

では、①について「信頼」されるためには何が必要でしょうか。「法人であれば信頼される」とは限りませんが、①の場合、NPO法人や一般社団法人となることで「非営利性」をアピールすることができます。

NPO法人は、それに「公益性」が加わり、社会に運営や会計の情報を公開することで「透明性」を保ちやすくなります。また、所轄庁により情報公開がされることで市民に知ってもらえる機会が増えることも予想され、結果として信頼につながることもあります。

一般社団法人は、運営や会計の情報公開義務がないため自主的な努力が必要になります。その意味では、任意団体であっても、これらの情報公開を自主的に行うことで信頼を得るための取り組みができます。

②の場合、「参加とは何を意味するのか」を明らかにする必要があります。おもにクラブの活動への参加者を増やしたいのか、もしくは組織の意思決定に関わる住民を増やして「コミュニティづくり」^{*1}に取り組んでいきたいのかです。後者の場合、法人格の選択は重要な意味をもちます。特に、NPO法人は「市民性」が高く、開かれた組織で運営されます。対等な関係の参加を促すことで、特定のメンバーによる運営ではないことを強調できるため、住民主体の民主的な運営を目指す場合には選択しやすい法人格と言えます。

一方で、③の意思決定のスピードについてはどうでしょうか。NPO法人の場合（定款によりますが）、「みんなで決める」ことを重視しています。スピードを重視するならば、任意団体や一般社団法人の方がスムーズとも言えます。

3 クラブの財政面から考える

Case① クラブの財産が増え、管理が難しくなってきた

Case② 助成金を活用するために法人化を考えている

Case③ 市民や企業からの寄付を増やしたい

クラブの活動が広がっていくと①の悩みなども多く見受けられるようになります。NPO法人、一般社団法人のどちらも、法人化によりクラブの財産は代表個人の手元から離れますので、管理や引継ぎがしやすくなります。

②のように「助成金を得るため」法人化を検討するケースも多いようです。

助成金は、公益法人や企業関係、市民団体など、多様な助成団体により年間を通して提供されています。任意団体や一般社団法人は、外から見て活動の公益性が判断しにくいいため、対象外としている助成金も若干はありますが、多くの場合、助成対象条件に「法人であること」は含まれていません。むしろ活動実績やその非営利性・公益性が重視されています。最近では、法人種別でなく活動内容で判断をするプログラムも出てきています。法人が有利というわけではなく、申請書類から活動の公益性が伝わるように工夫することの方が重要ではないかと思えます。

③について、寄付と法人格の関係は一概には言えませんが、寄付を意識した法人のカタチに認定NPO法人^{*2}があります。NPO法人設立時から「認定」を目指して組織づくりをする団体もありますが、あくまで寄付は団体や活動に対する共感や賛同をもとに集まるお金です。組織のカタチや法人格の種類ではなく、活動や参加の仕組みを工夫することが重要です。

4 クラブの事業面から考える

Case① 指定管理や事業委託など、行政との契約・取引を増やしたい

Case② 福祉事業やコミュニティビジネスなど活動の幅を広げたい

①の場合、事業の契約先との関係から法人化を検討することもあります。中には、契約できる法人格を限定し、一般社団法人は除外している自治体もあります。

行政との契約においては、NPO法人も注意が必要です。行政関連の事業では、活動の対象者を「○○の条件を満たす人」や「運営に関わるメンバーは○○町民のみ」などと限定している場合があります。事業に一定の制約があるNPO法人は「社員」希望者を不当な条件で断ることができません^{※2}。最初は住民のみで構成されていても、将来的に○○町民でない「社員」の方が多くなる可能性もあります。そのため①においては、そういった注意も必要です。

②について、一般社団法人は制約を受けずに多様な活動を行うことができます。もちろんNPO法人も総合型クラブ以外の事業を始めることは可能ですが、NPO法や定款によって一定の制約を受けます。どちらも総合型クラブとしての活動は、法人事業の中でのあくまで一例でしかありません。法人としての活動範囲は、広く発展できる可能性を持つものとして考えられます。

5 法人化を考える、その前に

総合型クラブは法人化することにより、さらなる地域貢献や市民との協働が期待できます。

一方で、法人化に伴う実務に追われ活動に手が回らないという話もよく耳にします。従来のやり方を大幅に変えることは団体の負担にもなります。「何のための法人化か」を団体内でよく話し合い、できる限り現在の体制や方法に沿ったものを選択することをお勧めします。特にNPO法人を選択した場合は、総合型クラブであると同時に、市民活動団体としての側面も持つこととなります。意識的に参加の仕組みをつくり、幅広い市民とともに活動をしていくための取り組みが必要になります。

どんなクラブになりたいのかを念頭に置いて、組織のビジョンやみなさんの夢を実現するためのツールとしての法人格を検討していただければ幸いです。

■参考文献：ネットワーク（東京ボランティア・市民活動センター発行情報誌）332、333号

※1 総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013、P13「総合型地域スポーツクラブ育成の基本理念」より

※2 教えて！総合型クラブの法人化 パート2「NPO法人と一般社団法人の違い」参照